

「相続税増税!？」《その1》

皆様ご存知でしょうか? 来年(平成27年)から相続税・贈与税が大きく変わります!

＜増税方向の大きな変更点＞

1. 基礎控除を 40% 減額
2. 最高税率が 50% → 55% に増加

＜減税方向の大きな変更点＞

1. 小規模宅地等の特例の適用拡大
2. 贈与に関する制度の見直し

従来の制度下で相続税の申告を行う人は 25 人に 1 人(約 4%)でしたが、上記改正に伴い、16 人に 1 人(6%)まで増加する見通しです。

特に地価が高い東京近郊では 10 人に 1 人(約 10%)になると予想されます。

今までは、相続税＝裕福な家庭のイメージだったかもしれませんが、これからは一般家庭でも申告義務が発生する可能性が高まりますのでご注意ください。(U)

エスカレーター

エスカレーターに乗る際、つい右側を空けて立ってしまうのは私だけでは無いでしょう。また、追い越したい人の為に右側を空けるのがマナーだと思っている方も居られると思います。歩いてきて前が塞がっていると怒る人さえ居ますが、如何にもこれは頂けません。

また余談ながら、日本中では大阪だけ右側に立つ習慣が有りますが、これは万博の時に「急ぐ方の為に左側を空けてください」とのアナウンスがされたことが原因の様です。後の地域は自動車と同様に左側通行に収束されて行ったそう。因みに、日本で自動車が左側通行となったのは英国に習った事、また武家社会では武士の刀の鞘に触れることが禁忌だったことから道は左端を歩くのが一般的だった事によるようです。で、各国で自動車の通行が左右に分かれた理由は、、、また次の機会にしましょうか。

片側を空けるのが一般的になっている国は世界的には珍しい様で、まずエスカレーターの設計自体も左右に立って歩かずに乗ることを想定されています。

お年寄りや目の不自由な方などの様に片側を早歩きされたら危険を感じる方も多く、事故も数多く起こっています。「エスカレーターでは歩かない」事と「エスカレーターは左右に分かれて立つ」事は我々がすぐにでも出来る弱者を守る方策かと思えます。

とはいえ、後ろから怒られるかとも思いながら左右に分れて立つのは嫌なもの。大人達に強い正義感が失われているとしたら、後はエスカレーター設置者にアナウンスを義務付けるなど、新たな法的規制も必要なのかもしれませんね。(F)

「藤戸総合事務所 Facebook ページ開設のお知らせ」

発信した情報が早く届き、それに対する反応も直ぐに見られ、携帯電話、ADSL、光回線など通信環境さえあれば誰でも手軽に利用可能なのが SNS の特色です。当事務所も試しに企業ページを開設し、徐々に内容を充実させております。ひょっとすると今後は関与先様への情報提供について有力な手段の一つになる可能性もありますので、閲覧のうえ「いいね！」を宜しくお願いします。



○ Facebook 藤戸総合事務所ページを見る方法

<方法その1>

インターネット上で検索する。

検索窓に「藤戸総合事務所 Facebook」と入力し検索（※1）

検索結果の中から、「藤戸総合事務所 東京都港区 - 法律 Facebook」の文字を探し、クリックする。（※2）



<方法その2>

携帯電話の QR コードリーダーを使い、右の QR コードを読み取る。

または、巡回時にスタッフにお声がけ下さい。

「事務所スタッフも保険相談お受け致します」

関与先様から保険についての相談を受ける事ができるよう、事務所スタッフ全員が 生命保険の募集、販売のできる資格、「生保 一般課程」の資格を取得し、生命保険募集人として登録を致しました。

保険の販売もできますが、取得目的は相談業務です。保険への加入を強く勧めることはございません。損害保険についての相談もお受け致します。

※当事務所では募集・販売について大同生命保険株式会社の保険商品のみ取り扱っております。

保険について気になることがありましたら、お気軽にご相談下さい。（S）

編集後記

お待たせ致しました!! 1年ぶりの事務所通信です。FaceBook に載せた記事が中心ですが、これから続々発行予定です。